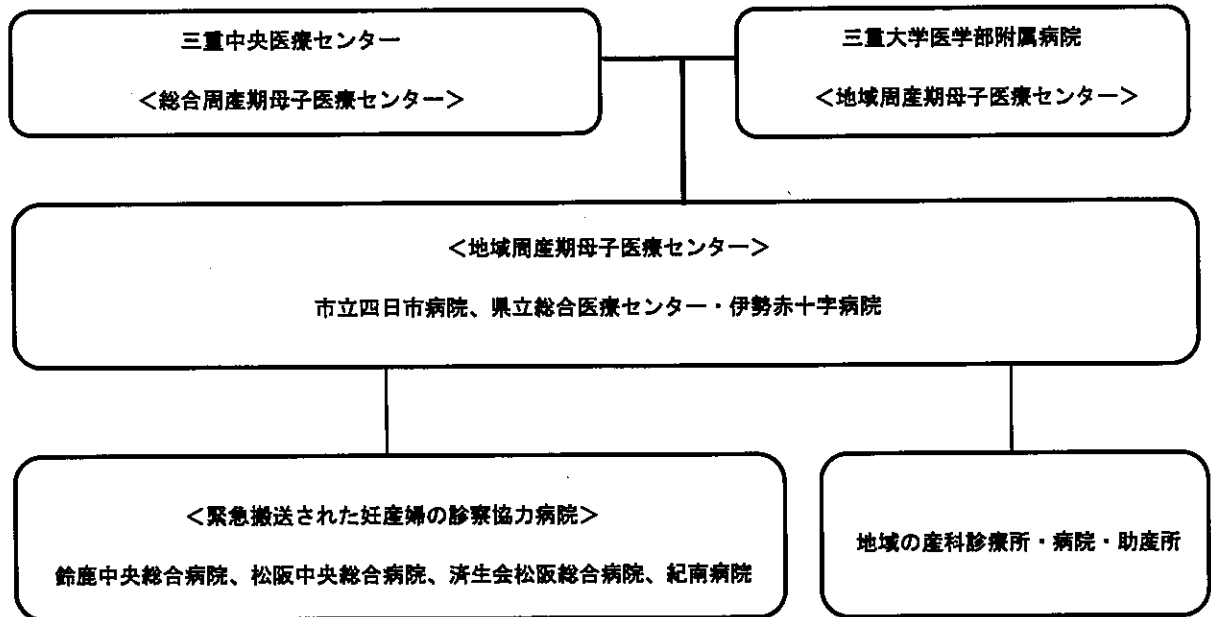


三重県周産期医療体制



1. 総合周産期母子医療センター機能

- ・周産期緊急搬送（新生児）機能（新生児ドクターカー運営含む）
- ・医療情報システムの調査研究
- ・小児科における周産期医療データ業務機能
- ・医療情報センターとして、周産期医療データのとりまとめ・報告書作成
- ・周産期医療関係者の研修

2. 地域周産期母子医療センター機能

- ・各地域の緊急搬送の搬送受入及び搬送先調整機能
- ・かかりつけ医のいない妊産婦（妊娠36週未満）が緊急搬送された場合の診察と受入機能
- ・産科オープンシステム機能（三重大学医学部附属病院）
- ・産科における周産期医療データ業務機能（三重大学医学部附属病院）

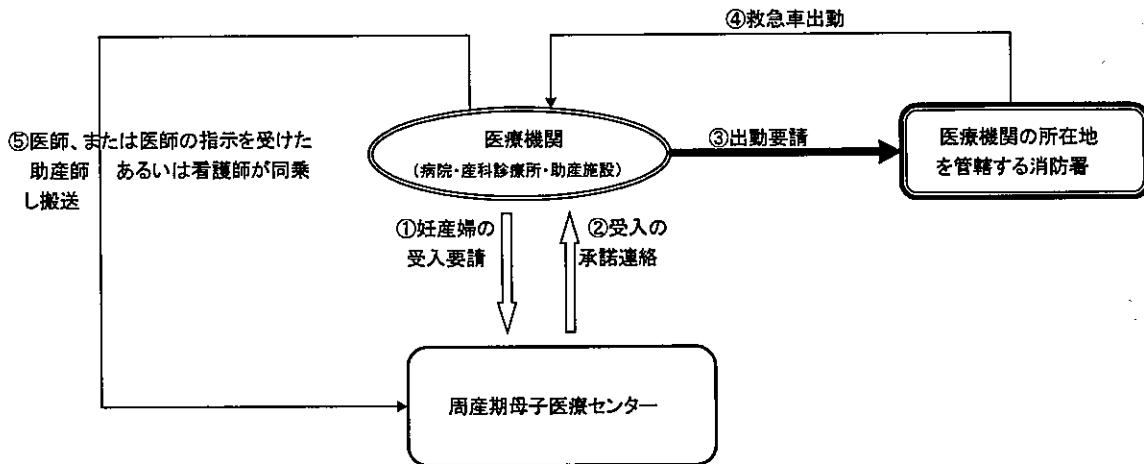
3. 救急搬送された妊産婦の診療協力病院の機能

- ・かかりつけ医のいない妊産婦（妊娠36週以降）が救急搬送された場合の診察と受入機能

三重県周産期医療緊急搬送システム体制

1 妊産婦の搬送体制

1) 搬送の基本



2) 搬送ルール

- ① 各々の地域に属する診療所は、その地域の基幹病院(要請1)へ連絡する。
- ② 受入可能であれば、時間的距離的に有利であるから、受入れる。
- ③ 不可能であれば、基幹病院(要請1)が、他の基幹病院(要請2または3)へ問い合わせをする。責任を持って最終搬送先を決定して、診療所へ連絡する。

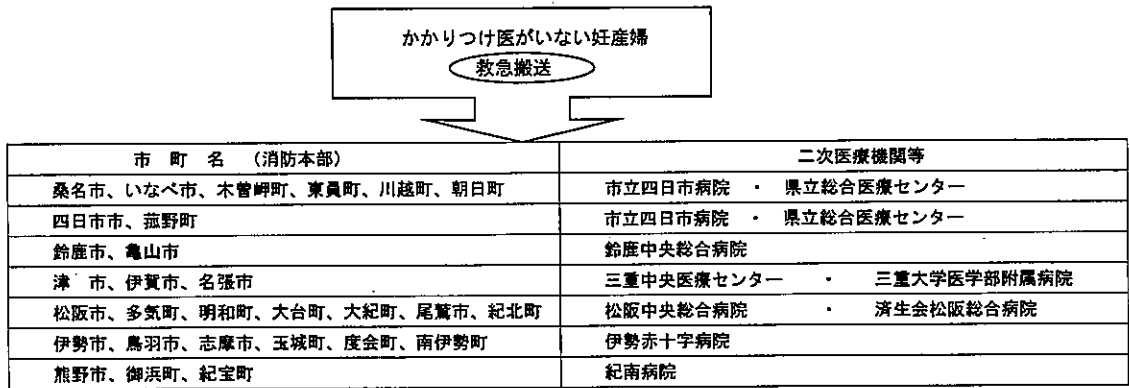
※条件: 妊娠 28 週未満の場合は、「三重中央医療センター」か「市立四日市病院」を最優先する。

(例) 鈴鹿市内の診療所で妊娠 25 週の搬送が必要となった場合、三重中央医療センターへ搬送する。

地域名	要請先 1	要請先 2	要請先 3
桑名、いなべ、四日市	市立四日市病院 県立総合医療センター	他の周産期母子 医療センター	三重大学医学部 附属病院 (県外要請)
鈴鹿、亀山、伊賀、名張	三重大学医学部附属病院		
津、久居一志、松阪、 紀北、紀南	三重中央医療センター		
伊勢、度会、志摩	伊勢赤十字病院		

(地域名: 各郡市医師会名)

3) かかりつけ医がない妊産婦の搬送体制



※ 受け入れが困難な場合、下図「周産期母子医療センター」へ搬送

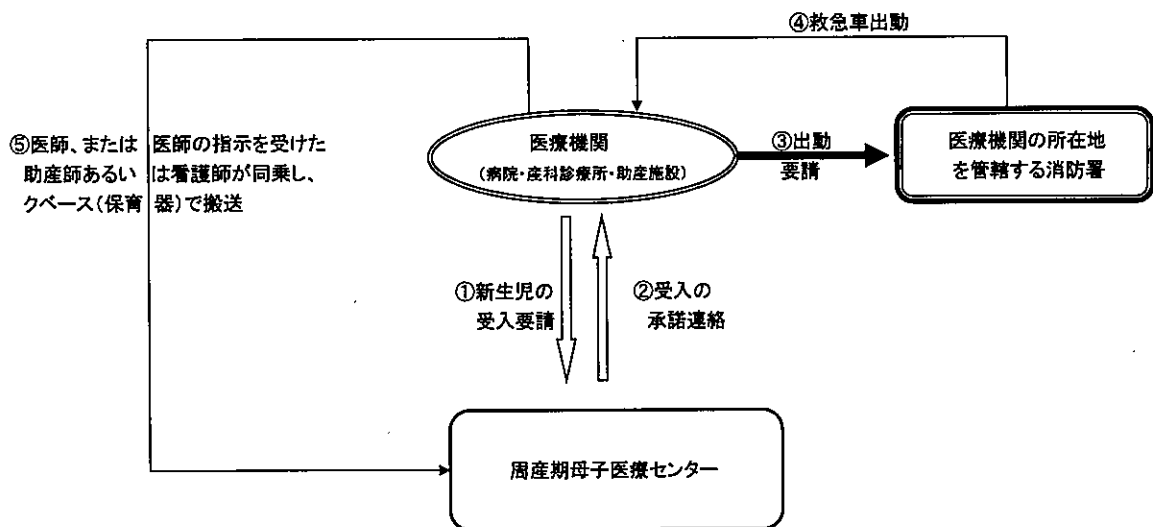
地域名 (二次医療機関等)	要請先 1	要請先 2	要請先 3
桑名、いなべ、四日市	市立四日市病院・県立総合医療センター	他の周産期 母子医療センター	三重大学医学部附属病院 (県外要請)
鈴鹿、亀山、伊賀、名張	三重大学医学部附属病院		
津、久居一志、松阪、紀北、紀南	三重中央医療センター		
伊勢、志摩	伊勢赤十字病院		

(地域名：各郡市医師会名)

※妊娠36週未満または妊娠週数不明の妊婦は、周産期母子医療センターへ搬送する。

2. 新生児の搬送体制

1) 搬送の基本



2) 搬送ルール

- ①各々の地域に属する診療所は、その地域の基幹病院(要請1)へ連絡する。
- ②受入可能であれば、時間的距離的に有利であるから、受入れる。
- ③不可能であれば、基幹病院(要請1)が、他の基幹病院(要請2または3)へ問い合わせをする。責任を持って最終搬送先を決定して、診療所へ連絡する。

※条件: ①1,000g以下の新生児は、三重中央医療センターへ搬送する。

(例)伊勢市内の診療所で、1,000gの新生児が出生した場合、三重中央医療センターへ搬送する。

②小児外科の治療が必要な場合は、三重大学医学部付属病院へ搬送する。

(例)桑名市内で小児外科の治療が必要な場合は、三重大学附属病院へ搬送する。

③搬送手段は、救急車または新生児ドクターカーとする。

地域名 (地域に属する診療所等)	要請先 1	要請先 2	要請先 3
桑名、いなべ、四日市	市立四日市病院 県立総合医療センター	他の周産期母子 医療センター	三重中央医療センター (県外要請)
鈴鹿、亀山、伊賀、名張 津、久居一志、松阪、 紀北、紀南	三重中央医療センター		
伊勢、志摩	伊勢赤十字病院		

(地域名:各郡市医師会名)

3. 搬送方法

地域の医療機関は、共通の紹介用紙を使用して妊産婦及び新生児の搬送手続きを行う。